平成２４年（フ）第２２７９号
福岡市南区長丘１丁目１番24―202号
破産者　山守　直子
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
破産者　尾場百合子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡県田川市大字伊加利1932番地
破産者　本川　幸子
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１９号
福岡県田川郡香春町大字柿下355番地２
破産者　山下　光廣
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３３３号
盛岡市上堂３丁目20番29号　カサ・リベラーナＣ103号
破産者　種綿　正勝
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４３号
岩手県一関市赤荻字野中132―１　サンハイツ野中Ⅱ―301号、住民票上の住所岩手県釜石市嬉石町３丁目９番25号　コミュニティ住宅５―203号
破産者　平野　明美
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４４号
岩手県陸前高田市広田町字中沢194番地、前住所岩手県気仙郡住田町世田米字本町40番地２
破産者　及川亜紗美
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４７号
岩手県北上市九年橋３丁目14番42号　グランデール北上３―201号、前住所岩手県北上市上江釣子19地割40番地５　レオパレスきたかみⅢ201号
破産者　小野寺眞公子
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４８号
岩手県一関市大東町渋民字小林４番地３
破産者　今村　祐美
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４９号
岩手県一関市千厩町奥玉字松原６番地１
破産者　藤野　勝矢
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第５０号
岩手県一関市萩荘字袋田156―１、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口２丁目６番１号
破産者　村越　武志
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４９号
秋田県大仙市大曲花園町14番７号
破産者　武藤　博子
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第６６８号
神奈川県厚木市下古沢275番地１
破産者　四野見　勇
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

プログラムの著作物に係る登録に関する公示（第311号）

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号）第４条及び第５条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年３月１日　　一般財団法人ソフトウェア情報センター理事長　野村　豊弘

〔掲載順序〕　①登録番号②登録年月日③登録申請者の住所又は居所及び氏名又は名称④プログラムの著作物の題号及び分類

［登録の目的：創作年月日の登録］

①Ｐ第10173号―１②平成25年１月15日③東京都千代田区丸の内２―７―３　三菱電機株式会社④題号：dSECコア　ver.1.00　分類：汎用アプリケーションプログラム

①Ｐ第10174号―１②平成25年１月15日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：積層管の剛性・応力・疲労解析プログラム　LAYCAL　Version２　分類：製造業

①Ｐ第10176号―１②平成25年１月23日③東京都台東区東上野２丁目11番７号　株式会社オリンピア④題号：業務用スロットマシン制御プログラム（218）　分類：その他の分類できない産業

①Ｐ第10181号―１②平成25年１月31日③茨城県つくば市観音台３丁目１番地１　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構④題号：直売所における切り花需要の予測ソフト　分類：農業

①Ｐ第10182号―１②平成25年２月６日③東京都渋谷区富ヶ谷１丁目51番８号　株式会社ONE to ONE④題号：ソーシャルゲームエンジン　分類：趣味・家庭用

①Ｐ第10183号―１②平成25年２月６日③東京都品川区西五反田７丁目13―５　株式会社応用電子④題号：ＦＫＥＹ　ＯＳ　シンクライアントランチャー　分類：オフィスオートメーション

①Ｐ第10184号―１②平成25年２月６日③東京都品川区西五反田７丁目13―５　株式会社応用電子④題号：ＦＫＥＹ　ＯＳ　シンクライアント用管理者ツール　分類：ＯＳ

①Ｐ第10185号―１②平成25年２月６日③東京都荒川区西尾久７―49―８　日本アンテナ株式会社④題号：電波時計用ＮＴＰリピータ　分類：電気機械器具

裁決取消訴訟の判決確定の公告

愛知県弁護士会が同会所属弁護士　平野　保会員（登録番号9815）に対してなした懲戒処分（業務停止４月・平成23年２月28日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成23年６月20日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成25年１月17日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決があり、同判決は同年２月５日に確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成25年３月１日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　重　宗次郎
登録番号　10474
事 務 所　大阪府大阪市都島区中野町５―13―３ウォータータワープラザ1607
重法律事務所
3　処分の内容　退会命令
4　処分が効力を生じた年月日
平成25年２月６日

平成25年２月14日　　日本弁護士連合会